静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静岡県教育委員会教育長　木　苗　直　秀

静岡県教育委員会規則第６号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（へき地等学校の指定） **第２条**　給与条例第12条の４第１項及び教職員給与条例第13条の４第１項に規定する小学校、中学校及び共同調理場（以下「へき地学校」という。）は別表第１に、これらに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）は別表第２に、給与条例第12条の５第１項及び教職員給与条例第13条の５第１項（以下「給与条例第12条の５第１項等」という。）に規定する特別指定学校等は別表第３に掲げるとおりとする。	（へき地等学校の指定） **第２条**　給与条例第12条の４第１項及び教職員給与条例第13条の４第１項に規定する小学校、中学校<u>、義務教育学校</u>及び共同調理場（以下「へき地学校」という。）は別表第１に、これらに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）は別表第２に、給与条例第12条の５第１項及び教職員給与条例第13条の５第１項（以下「給与条例第12条の５第１項等」という。）に規定する特別指定学校等は別表第３に掲げるとおりとする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。